

平成 23 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 工 藤 英 人  
(コード 8737 大証第2部)  
問合せ先 執行役員管理本部長兼総合企画室長兼財務経理部長 川中 雅浩  
(TEL 03-6821-0606)

## 定款一部変更及び商号変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催予定の第 61 回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することとし、同議案が承認可決されることを条件として商号変更を実施することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

(1) 当社グループでは、平成 20 年 3 月期より抜本的な組織・事業の再編に着手し、不採算事業からの撤退や不採算子会社の整理を行い、一連の改革のファーストステージが完了いたしました。今後は、事業基盤の拡大と成長を目指すセカンドステージと位置づけ、主要事業である証券事業の事業基盤の強化、証券事業とシナジーを発揮できる事業分野への進出、アジアを中心とした成長市場への展開などに取り組んでまいります。より積極的に事業基盤の強化と拡大を進め、これまで以上にお客様のニーズに応える総合的な金融サービス事業グループを目指す経営ビジョンにふさわしい社名に変更したいと存じます。

なお、商号変更につきましては、附則により平成 23 年 8 月 1 日から実施することとし、実施日到来後、当該附則は定款より削除するものといたします。

- (2) 「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律」(平成 21 年法律第 74 号) が施行され、平成 23 年 1 月 1 日より「商品取引所法」が「商品先物取引法」に改められたことに伴い、現行定款第 2 条 (目的) につき所要の変更を行うものであります。
- (3) 将来における事業規模の拡大などに備え、現行定款第 6 条 (発行可能株式総数) に定める当社の発行可能株式総数を 1 億株から 2 億 3 千万株に増加させるものであります。
- (4) 株主総会及び取締役会の柔軟な運営が可能となるよう、現行定款第 13 条 (招集権者及び議長) 及び現行定款第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長) に定める招集権者及び議長を、それぞれ代表取締役に変更するものであります。
- (5) 経営体制の充実強化に備えるため、現行定款第 18 条 (員数) に定める取締役の員数の上限を 6 名以内から 10 名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
(商号) 第 1 条 当社は、 <u>黒川木徳フィナンシャルホールディングス株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Kurokawa-Kitoku Financial Holdings, Inc.</u> と表示する。	(商号) 第 1 条 当社は、 <u>あかつきフィナンシャルグループ株式会社</u> と称し、英文では、 <u>Akatsuki Financial Group, Inc.</u> と表示する。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む国内外の会社株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (条文省略)</p> <p>(9) <u>商品取引所法に規定する商品取引所の商品市場における上場商品(指数及びオプションを含む。)</u>の取引及び輸出入並びに<u>その受託、媒介、取次ぎ及び代理業務</u></p> <p>(10)～(26) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営む会社及びこれに相当する業務を営む国内外の会社株式を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(8) (現行どおり)</p> <p>(9) <u>商品先物取引法に規定する商品先物取引業及び商品先物取引仲介業</u></p> <p>(10)～(26) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>2億3千万株</u>とする。</p>
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順序の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>6名以内</u>とする。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順序の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 <u>第1条(商号)の変更は、平成23年8月1日から実施する。なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 23 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 23 年 6 月 29 日

※商号変更の効力発生日につきましては、「2. 変更の内容」の附則のとおりであります。

以 上